

奈良県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十九年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
医療法人友愛会かつらぎクリニック	一 葛城市北花内六一六一	訪問看護	平成二十九年三月一日